

ID: 168

担当部署: 産業観光課

処分の概要	指定の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町企業誘致条例 第9条		
例 規 番 号	昭和60年 条例第11号		
<p>【根拠条文】 (指定の取消) 第九条 町長は、奨励工場として指定を受けた者が、次の各号の一に該当すると認めるときは指定を取り消すことができる。</p> <p>一 工場を製造の事業以外の用途に供したとき。 二 事業を廃止又は休止したとき。 三 虚偽の申請その他不正の行為により指定を受けたとき。 四 この条例及び規則に違反したとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 22 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日